

育成就労制度の概要・関係省令等について (日本語関係抜粋版)



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

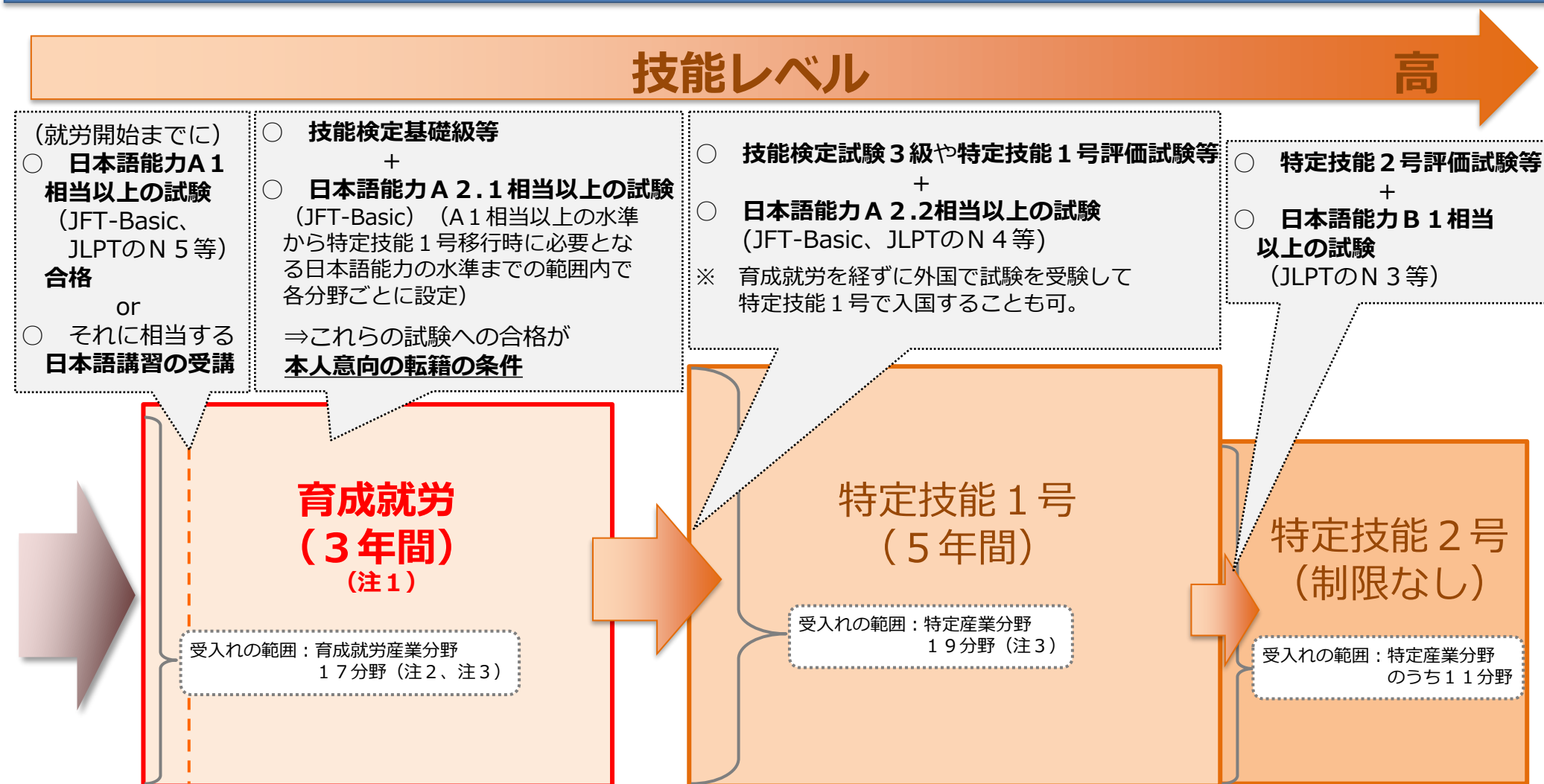
Immigration Services Agency



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



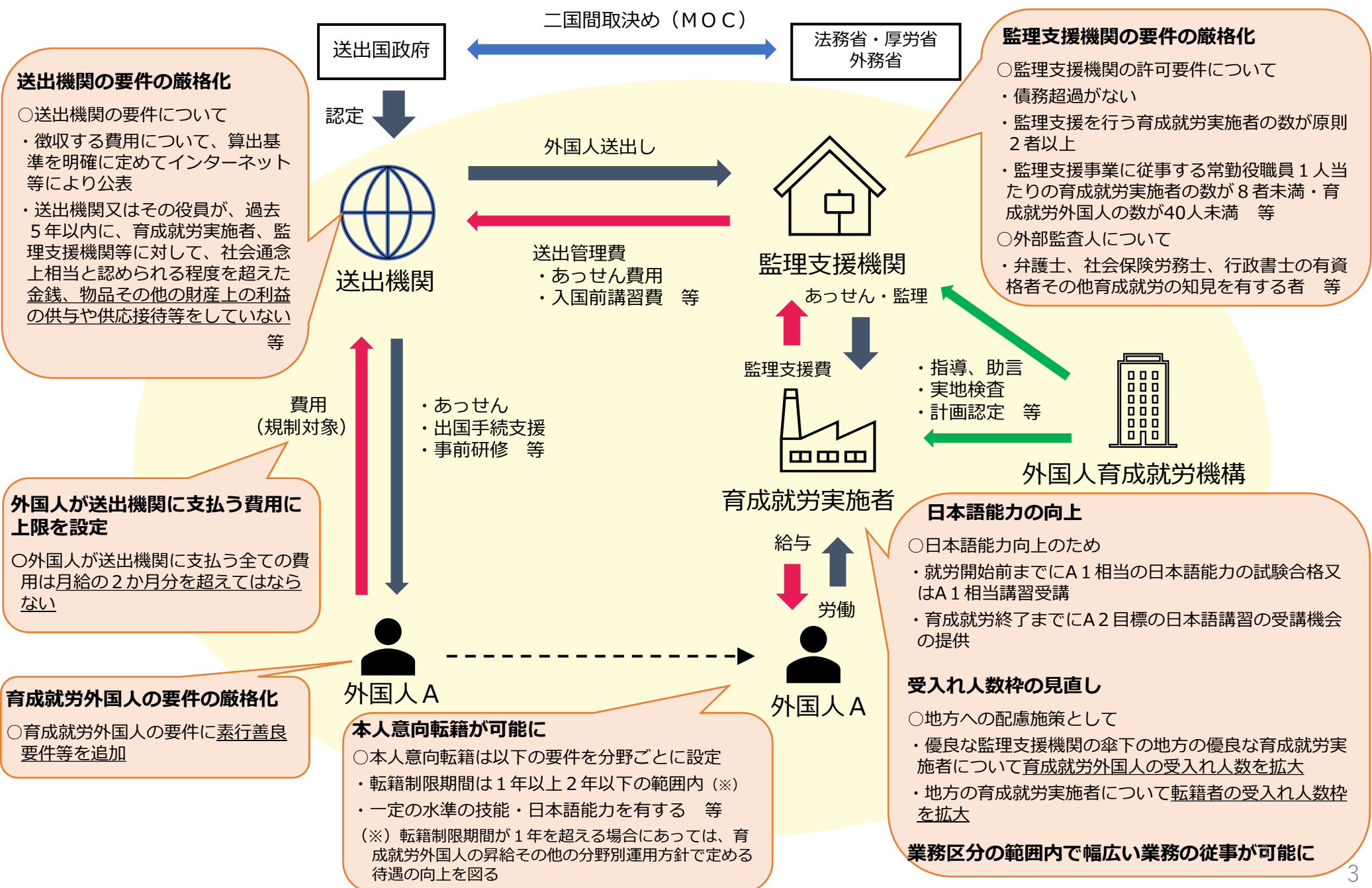
(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労の受入れ対象分野は特定技能の受入れ対象分野と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

(注3) 令和8年7月時点で、特定技能産業分野19分野のうち育成就労産業分野として設定がない分野は、自動車運送業分野、航空分野のみ。

(注4) JFT-Basicは「国際交流基金日本語基礎テスト」、JLPTは「日本語能力試験」の略称。

育成就労制度の関係省令等による制度見直しの全体像



育成就労の目標等

1. 育成就労の目標等

	就労開始前	1年目試験	就労中	育成就労終了まで
技能	—	技能検定基礎級等の合格	—	技能検定3級、特定技能1号評価試験等の合格
日本語	A1相当の日本語能力の試験の合格又は相当する講習の受講	A1相当の日本語能力の試験の合格	A2相当の日本語能力の講習の受講	A2相当の日本語能力の試験の合格

- ※ 日本語能力については分野ごとに上乗せ可能
- ※ 分野ごとの具体的な試験は分野別運用方針で定める
- ※ 1年目試験については合格せずとも育成就労の継続可

2. 育成就労の内容

- 育成就労外国人は分野別運用方針に規定する業務区分に属する技能を修得するため、**業務区分の範囲内で業務（関連する業務を含む。）に従事する。**
- 技能を修得するために必ず従事すべき「**必須業務**」の時間が業務に従事させる時間全体の**3分の1以上**でなければならない。
- 従事させる業務に関する**安全衛生に係る業務**に従事させる時間が業務に従事させる時間全体の**10分の1以上**でなければならない。

安全衛生業務：
全体の1/10以上

業務区分内の業務
※関連する業務を含む



必須業務：
全体の1/3以上

- ・目標等に日本語能力を追加
- ・技能実習にあった1号～3号の区分は廃止され、育成就労の期間の通算が3年となる計画を作成し、機構からの認定を受ける

- ・「職種・作業」から「分野・業務区分」へ
- ・必須業務は「2分の1」から「3分の1」に
- ・技能実習制度の「関連業務」「周辺業務」の区分は廃止

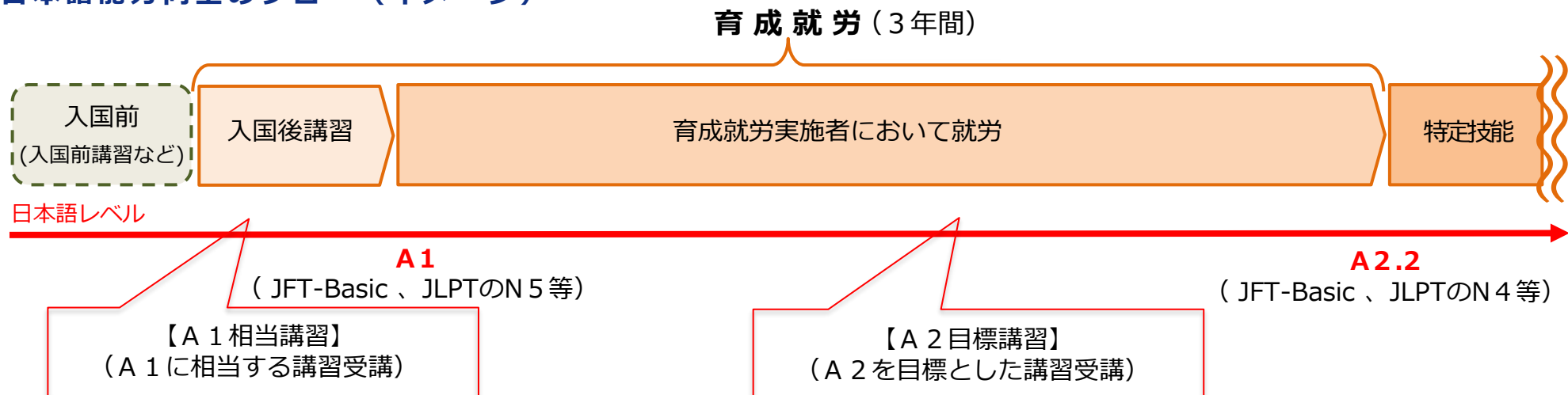
3. 毎年一定の時期に一時帰国する育成就労

- 労働者派遣等監理型育成就労産業分野として設定されている分野（農業・漁業を想定）においては、育成就労外国人が**1年ごとに本国に一時帰国して育成就労を一定期間休止**することが認められ、育成就労の期間が**通算して3年**となる計画を策定可能。
- ※ 一時帰国の時期及び期間（**6月以内に限る。**）が毎年同一でなければならない。
- ※ 一時帰国に要する旅費は、単独型の場合は育成就労実施者が、監理型の場合は監理支援機関が負担。

育成就労	帰国	育成就労	帰国	育成就労	帰国	育成就労	特定技能
------	----	------	----	------	----	------	------

育成就労制度における日本語能力向上のための施策★

日本語能力向上のフロー（イメージ）



認定日本語教育機関の「就労」課程
(経過措置として登録日本語教員の講習)



100時間以上

※ 入国後講習においては、日本語のほかにも本邦での生活一般に関する知識等の科目について講習を行う。



認定日本語教育機関の「就労」課程
(経過措置として登録日本語教員の講習)



100時間以上

※ 各段階の日本語能力の水準は分野ごとにより高い水準を設定可



A1 相当講習・A2 目標講習を提供することは
育成就労実施者の義務（費用の負担が必要）

※ A1・A2 相当の試験に事前に合格している者には
受講させる必要はない。



A1 相当講習・A2 目標講習は、オンラインで
受講することも可能だが、双方向で同時に
コミュニケーションを取れるものであるなど
一定の要件を満たす必要がある。

入国後講習・日本語講習

1. 入国後講習の科目・時間★

	総時間数（実施時間が8時間を超える日については、8時間として計算。）
【Aパターン】 A 1 相当の日本語能力の試験に 合格していない 場合	3 2 0 時間以上 （育成就労外国人が、過去 6 月以内に、 1 6 0 時間以上の課程を有する入国前講習を受けた場合 にあつては、 1 6 0 時間以上 ）
【Bパターン】 A 1 相当の日本語能力の試験に 合格している 場合	2 2 0 時間以上 （育成就労外国人が、過去 6 月以内に、 1 1 0 時間以上の課程を有する入国前講習を受けた場合 にあつては、 1 1 0 時間以上 ）

① 日本語

⇒ Aパターンの場合は、**認定日本語教育機関の「就労」課程において A 1 相当講習を 1 0 0 時間以上履修しなければならない。**★

⇒ Bパターンの場合は、必ずしも認定日本語教育機関の講習である必要はない。

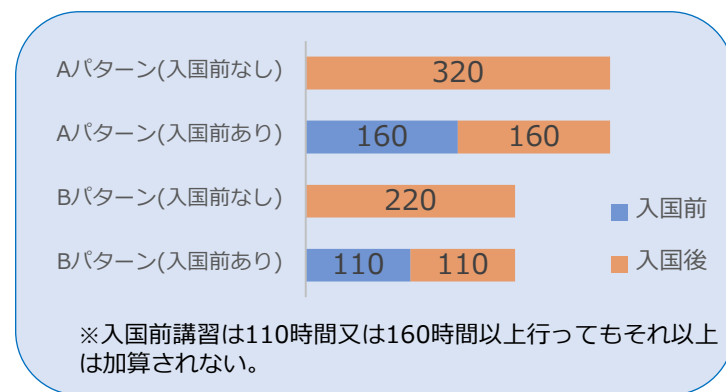
② 本邦での生活一般に関する知識

③ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法 その他育成就労外国人の法的保護に必要な情報

④ 本邦での円滑な技能の修得に資する知識

※ ③は、専門的な知識を有する者が講義を行うもの（監理型の場合は外部の者）に限り、8時間以上行う必要がある。

※ 監理型の場合は全ての科目について、単独型の場合は③の科目について、当該科目に係る入国後講習が業務に従事させる期間より前に行われ、かつ、当該科目に係る入国後講習の期間中は育成就労外国人を業務に従事させてはならない。



2. A 2 目標講習★

○ 育成就労実施者において、A 2 相当の日本語能力の試験に合格するため、認定日本語教育機関の「就労」課程において**A 2 目標講習を 1 0 0 時間以上履修することができるよう必要な措置を講じる。**

※ A 2 相当の日本語能力の試験に合格している場合は不要。

(※)日本語講習の経過措置

○ **登録日本語教員による講習**であつて、一定の要件（同時に授業を受ける生徒が 2 0 人以下であることなど）を満たしたものであれば、施行後当分の間（5 年をメド）は、当該講習を**A 1 相当講習又はA 2 目標講習であるものと認める。**